

令和5年度グリーン購入の推進に関する計画

令和5年4月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

令和5年度グリーン購入の推進に関する計画について

【凡例】

- ・グリーン購入促進条例：グリーン購入促進条例（平成18年宮城県条例第22号）
- ・グリーン購入法：国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・国基本方針：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5（2023）年2月閣議決定）
- ・手引き：グリーン購入の調達者の手引き（令和5（2023）年2月）

1 目的

この計画は、グリーン購入促進条例第11条第1項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により、令和5年度における特定調達物品等の調達に関する事項について定めるものです。

2 対象機関

対象機関は、精神医療センター、がんセンター及び本部事務局です。

3 定義

- (1)「グリーン購入」とは、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいいます。
- (2)「環境物品等」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境物品等をいい、具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。
 - イ 再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - ロ 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - ハ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- (3)「特定調達品目」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいいます。
- (4)「特定調達物品等」とは、特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。
- (5)「物品の調達」には、購入の他、リース又はレンタル契約による調達も含まれます。

4 特定調達品目

本計画における特定調達品目は、別紙1のとおりです。

5 特定調達物品等の選択・確認方法

特定調達品目の判断の基準とその選択・確認方法は別紙2のとおりです。

6 調達目標及び調達実績

各特定調達品目の調達目標及び令和3年度の調達実績は、別紙3のとおりです
なお、特定調達物品等の調達実績は、環境政策課ホームページ等で公表します。

7 特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため、環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし、調達においては、「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき、県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

別紙 1 特定調達品目（22 分類 286 品目）

本計画における特定調達品目は、以下のとおりです。

※「単位」は、調達実績を集計する際の単位を示しています。

1 紙類

物品番号	特定調達品目	単位
1	コピー用紙	枚
2	フォーム用紙	枚
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚
4	塗工されていない印刷用紙	枚
5	塗工されている印刷用紙	枚
6	トイレットペーパー	巻
7	ティッシュペーパー	枚
【備考】 「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙（アート紙、コート紙、軽量コート紙等）、微塗工印刷用紙等が該当する。		

2 文具類

物品番号	特定調達品目	品目の解釈・製品例	単位
8	シャープペンシル	ノック式（ホルダー式含む。）・回転式のシャープペンシル、複合筆記具（シャープペンシル+他の筆記具等）。	本
9	シャープペンシル替芯	0.2、0.3、0.4、0.5、0.7、0.9、1.2、1.3、2.0等の直径の芯。色芯も含む。	ケース
10	ボールペン	油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインキボールペン（多色ボールペンを含む。）。	本
11	マーキングペン	油性マーカー・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、ペイントマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、サインペン、OHP マーカー。	本
12	鉛筆	鉛筆、色鉛筆（紙巻軸・プラスチック製軸を含む。）	本
13	スタンプ台		個
14	朱肉		個
15	印章セット	①朱肉、印鑑皿、印面を清掃するブラシ・スポンジ等が一つの蓋付きの容器に備わっている用具、②印鑑を挿入した軸に朱肉皿が装着され、捺印の度に印面に自動的に朱油・朱液等が転写される用具、③その他の朱肉付き印鑑ケース	個

16	印箱	印箱（印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの。）	個
17	公印	各公印規程に定められている印鑑（朱肉を使用し、押印するもの）。	個
18	ゴム印	浸透印、連結式を含む。	個
19	回転ゴム印	回転日付印（デート印）、回転数字印、マスター印、回転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。	個
20	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図形等を描くための定規。	個
21	トレー	書類用、小物用、ペン用、硬貨用（カルトン）。書類用で複数が重なっている（重ねられる）もの、決裁箱。	個
22	消しゴム	ペン型繰り出し式消しゴムを含む。	個
23	ステープラー（汎用型）	No. 10 の針を使用するハンディタイプのもの。	個
24	ステープラー（汎用型以外）	汎用型以外のもの（大型ステープラー、付加機能（フラットタイプ、軽とじタイプ、針収納タイプ、中とじタイプ等）を付した No. 10 の針を使用するもの、針を使用しないもの）。	個
25	ステープラー針リムーバー		個
26	連射式クリップ（本体）	紙をガイドに挿入し、連続してコの字型の再利用できるクリップを繰り出してとじる紙とじ具。（本体のみで、クリップは含まれない。）	本
27	事務用修正具（テープ）	修正カバーテープを含む。	個
28	事務用修正具（液状）		個
29	クラフトテープ	主に梱包等に用いる、紙をテープ基材として片面に粘着剤を塗布したテープ。表面に文字が印刷してあるものを含む。	巻
30	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	表面に文字が印刷してあるものを含む。	巻
31	両面粘着紙テープ		巻
32	製本テープ	ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。	巻
33	ブックスタンド	複数の仕切りが一体化されたもの。2枚の仕切りが一枚ずつ独立したもの（ブックエンド）。	個
34	ペンスタンド		個
35	クリップケース		個
36	はさみ		個
37	マグネット（玉）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした円状のもの	個
38	マグネット（バー）	磁性体（磁石等）を樹脂等でカバーした棒状のもの	個

39	テープカッター	セロファンテープ、PPテープ、梱包用テープ等を装着してカットする用具。机上用、ハンディタイプ、テープ付きを含む（使い捨てではないこと）。	個
40	パンチ（手動）		台
41	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）		個
42	紙めくりクリーム		個
43	鉛筆削（手動）		個
44	OAクリーナー（ウェットタイプ）	ウェットクリーニングティッシュ。	個
45	OAクリーナー（液タイプ）	ボルトタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。	個
46	ダストブロワー	ノズルから噴出される気体の風圧で、機器上に溜まった埃を吹き飛ばし、清掃するためのスプレー缶の器具。	個
47	レターケース		個
48	メディアケース	CD、DVD及びBDなど各種メディアを収納するためのケース。箱状のもの。ブックタイプのもの。	個
49	マウスパッド		枚
50	OAフィルター（枠あり）	ディスプレイの前につけて、画面の映り込み、反射を防ぐとともに画面を保護するための器具。	枚
51	丸刃式紙裁断機	レールに装着された丸刃付きスライダーを下に押し付けスライドさせて、レールと台にはさまれた紙を裁断するタイプの紙裁断機。	台
52	カッターナイフ	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。	個
53	カッティングマット		枚
54	デスクマット		枚
55	OHPフィルム	OHPで文字や図等を投影するための光透過性の樹脂フィルム。	枚
56	絵筆		本
57	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具。	セット
58	墨汁	朱墨を含む。	個
59	のり（液状）（補充用を含む。）	貼ってはがせるのり（液状）を含む。	本
60	のり（澱粉のり）（補充用を含む。）		個
61	のり（固形）（補充用を含む。）	貼ってはがせるのり（固形）を含む。詰替え用カートリッジを含む。	本

62	のり (テープ)	貼ってはがせるのり (テープ) を含む。	本
63	ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ●穴をあけてとじるファイル フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル (片開き、両開き)、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Z ファイル ●穴をあけずにとじるファイル フォルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル (固定式、差替式)、スクラップブック、Z 式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、用箋挟 (クリップボード)、ピン式ファイル、パンフレットファイル、図面ファイル (布製図面袋含む)、ケースファイル、スライドレール式ファイル、スライドクリップ式ファイル ●コンピュータ用データファイル (キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ●その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般 (替表紙、折目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類 (文書) 用保存箱、サンプルボックス、チャック付ケース等) 	冊
64	バインダー	<ul style="list-style-type: none"> ●MP バインダー (マルチブロング、背メタル) ●リングバインダー (X 式、平てこ式、立ててこ式、てこなし) ●その他のバインダー (コガネ式、スライド式、横開き式) ●コンピュータ用データバインダー (キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) 	冊
65	ファイリング用品	背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル、バインダーのと同じ穴規格に対応した補充用品。	個
66	アルバム (台紙を含む。)	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工事用アルバム。替台紙、補充用替台紙を含む。	セット
67	つづりひも		束
68	カードケース	①閲覧や掲示をする書類を折れや傷みから保護するための、一辺に挿入口がある薄い透明ケース。②カードを複数枚収納するボックス型ケース (名刺整理箱等)	枚
69	事務用封筒 (紙製)	保存袋、クッション材入りのものを含む。	枚
70	窓付き封筒 (紙製)		枚
71	けい紙	レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ (無地含む)、メモ帳 (無地含む)、原稿用紙、伝票 (会計票含む)、便箋。	枚

72	起案用紙		枚
73	ノート		冊
74	パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強、又は破損を防ぐために用いる裏面に粘着剤が塗布された小片の穴あきラベル。	袋
75	タックラベル	宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA用ラベル	冊
76	インデックス		袋
77	付箋紙	ロールタイプも含む。	個
78	付箋フィルム	ロールタイプも含む。	個
79	黒板拭き		個
80	ホワイトボード用イレーザー		個
81	額縁		個
82	テープ印字機等用カセット		個
83	テープ印字機等用テープ		巻
84	ごみ箱		個
85	リサイクルボックス	多段式、連結式を含む。	個
86	缶・ボトルつぶし機（手動）		個
87	名札（机上用）		個
88	名札（衣服取付型・首下げ型）	「職員の名札着用要綱」（平成11年1月5日付け人第414号総務部長通知）で定める名札を含まないものとする。	個
89	鍵かけ（フックを含む）	鍵を掛けることを目的とした、壁面用又は収納用の簡易なフック・ハンガーの類。ただし、扉付きの収納什器としてのキーケースは、機器類（オフィス家具）の品目分野とし、文具類の対象ではない。	個
90	チョーク		本
91	グラウンド用白線		袋
92	梱包用バンド		巻

3 オフィス家具等

物品番号	特定調達品目	単位
93	いす	脚
94	机	台
95	棚	台
96	収納用什器（棚以外）	台
97	ローパーティション	台

98	コートハンガー	台
99	傘立て	台
100	掲示板	台
101	黒板	台
102	ホワイトボード	台
103	個室ブース	台
104	ディスプレイスタンド	台
<p>【備考】</p> <p>1 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。</p> <p>2 「個室ブース」は、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。</p> <p>3 「ディスプレイスタンド」は、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。</p>		

4 画像機器等

物品番号	特定調達品目	単位
105	コピー機	台
106	複合機	台
107	拡張性のあるデジタルコピー機	台
108	プリンタ	台
109	プリンタ複合機	台
110	ファクシミリ	台
111	スキャナ	台
112	プロジェクタ	台
113	トナーカートリッジ	台
114	インクカートリッジ	台
<p>【備考】</p> <p>1 「コピー機」とは、紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器をいう。</p> <p>2 「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>3 「拡張性のあるデジタルコピー機」とは、コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器をいう。</p> <p>4 「プリンタ複合機」とは、プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1以上の機能を有する機器をいう。</p> <p>5 「プロジェクタ」とは、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の有効光束が5,000lm未満の機器であって、一般の会議室、教室等で使用するものをいい、1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタを含むものとする。</p>		

- 6 「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせる構成される印字のためのカートリッジであって、「新品トナーカートリッジ」又は「再生トナーカートリッジ」をいう。ただし、現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体又は現像ユニット単体で構成される製品は、トナーカートリッジには含まれないものとする。
- ア 「新品トナーカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたトナーカートリッジをいう。
- イ 「再生トナーカートリッジ」とは、使用済トナーカートリッジにトナーを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたトナーカートリッジをいう。
- 7 「インクカートリッジ」とは、インクジェット方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるインクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジであって、「新品インクカートリッジ」又は「再生インクカートリッジ」をいう。ただし、インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジには含まれないものとする。
- ア 「新品インクカートリッジ」とは、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたインクカートリッジをいう。
- イ 「再生インクカートリッジ」とは、使用済インクカートリッジにインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、放送又は同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに再生カートリッジであることの表記をされたインクカートリッジをいう。
- 8 「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は附属しているものは含まない。

5 電子計算機等

物品番号	特定調達品目	単位
115	電子計算機	台
116	磁気ディスク装置	台
117	ディスプレイ	個
118	記録用メディア	個

【備考】

- 1 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。
- ① 演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ② 入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき10ギガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
 - ③ 4を超える中央演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ④ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたものうち、電子計算機ごとに専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑤ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計された中央演算処理装置を用いたものうち、64ビットのコンピュータアーキテクチャ専用に設計された中央演算処理装置を搭載したもの
 - ⑥ サーバ型電子計算機において、ビット数の異なる命令を実行できるように設計されている中

中央演算処理装置以外の中央演算処理装置を用いたもののうち、十進浮動小数点演算を実行する機構を備えていない中央演算処理装置を搭載したもの

- ⑥ 専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるもの
- 2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。
- ① 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ② 電子計算機に接続した通信ケーブルを通じた電力供給のみを受けて動作するもの
- 3 本項の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を介したコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの（コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ）とする。
- コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。サイネージディスプレイ（タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。）は、通常、卓上で使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。
- ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
- ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ（400cd/m²）を超えるもの
- ③ 画素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル（7,000ピクセル/in²）以下であるもの
- ④ 搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤ RJ45 又は RS232 ポートを有するもの
- 4 本項の対象とする「記録用メディア」は、直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REとする。

6 オフィス機器等

物品番号	特定調達品目	単位
119	シュレッダー	台
120	デジタル印刷機	個
121	掛時計	個
122	電子式卓上計算機	個
123	一次電池又は小形充電式電池	台

【備考】

- 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の対象とする「シュレッダー」に含まれないものとする。
- ① 裁断モーターの出力が500W以上のもの
- ② 裁断を行っていないときに、自動的に裁断モーターが停止しないもの
- 2 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機（リソグラフ等）をいう。
- 3 本項の対象とする「掛時計」は、通常の執務室・会議室等において使用する壁掛型の時計とし、講堂等において使用する大型のもの等は除く。
- 4 本項の対象とする「電子式卓上計算機」は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- 5 本項の対象とする「一次電池又は小型充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1型」「単2型」「単3型」又は「単4型」とする。

7 移動電話等

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
124	携帯電話	台
125	PHS	台
126	スマートフォン	台
<p>【備考】</p> <p>1 本項の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。</p> <p>2 本項の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用PHS基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。</p> <p>3 本項の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話またはPHSに携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。</p>		

8 家電製品

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
127	電気冷蔵庫	台
128	電気冷凍庫	台
129	電気冷凍冷蔵庫	台
130	テレビジョン受信機	台
131	電気便座	台
132	電子レンジ	台
<p>【備考】</p> <p>1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷蔵冷凍庫」に含まれないものとする。</p> <p>① 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>② 熱電素子を使用するもの</p> <p>③ 吸収式のもの</p> <p>④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの</p> <p>また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気冷凍庫」には含まれないものとする。</p> <p>2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。</p> <p>① 産業用のもの</p> <p>② ブラウン管方式のもの</p> <p>③ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの</p> <p>④ 映像を表示する装置であって直視型でないもの</p> <p>⑤ プラズマディスプレイ方式のもの</p> <p>⑥ 受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの</p> <p>⑦ ワイヤレス方式のもの</p>		

- ⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨ 垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの
- 3 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。
 - ① 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
 - ② 温水洗浄装置のみのもの
 - ③ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
 - ④ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの
 - ⑤ 幼児用大便器において用いるためのもの
 - ⑥ 暖房用の便座のみを有するもの
- 4 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「電子レンジ」に含まれないものとする。
 - ① ガスオーブンを有するもの
 - ② 業務の用に供するために製造されたもの
 - ③ 定格入力電圧が200ボルト専用のもの
 - ④ 庫内高さが135ミリメートル未満のもの
 - ⑤ システムキッチンその他のものに組み込まれたもの

9 エアコンディショナー等

物品番号	特定調達品目	単位
133	家庭用エアコンディショナー	台
134	業務用エアコンディショナー	台
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台
136	ストーブ	台

【備考】

- 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。
 - ① 冷房能力が28kW（マルチタイプのもの（1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。）は50.4kW）を超えるもの
 - ② 冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
 - ③ 水冷式のもの
 - ④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - ⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - ⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
 - ⑦ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - ⑧ スポットエアコンディショナー
 - ⑨ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑩ 高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - ⑪ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの
 - ⑫ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって、圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの。
 - ⑬ 床暖房又は給湯の機能を有するもの
 - ⑭ 分離熱源型のマルチタイプのものうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用

<p>いるもの</p> <p>2 本項の対象とする「ガスヒートポンプ式冷暖房機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が、7.1kWを超え28kW未満のものとする。</p> <p>3 本項の対象とする「ストーブ」は、ガス又は灯油を燃料とするものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。</p> <p>① 開放式のもの</p> <p>② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループ（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第25条第3項のガスグループをいう。以下同じ。）に属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの</p> <p>③ 半密閉式ガスストーブ</p> <p>④ 最大の燃料消費量が4.0L/hを超える構造の半密閉式石油ストーブ</p> <p>⑤ 最大の燃料消費量が2.75L/hを超える構造の密閉式石油ストーブ</p>
--

10 温水器等

物品番号	特定調達品目	単位
137	ヒートポンプ式電気給湯器	台
138	ガス温水機器	台
139	石油温水機器	台
140	ガス調理機器	台
<p>【備考】</p> <p>1 暖房の用に供することができるものは、本項の対象とする「家庭用ヒートポンプ式電気給湯器」に含まれないものとする。</p> <p>2 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「ガス温水機器」に含まれないものとする。</p> <p>① 貯蔵式湯沸器</p> <p>② 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>③ ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの</p> <p>④ 浴室内に設置する構造のガスふろがまであって、不完全燃焼を防止する機能を有するもの</p> <p>⑤ 給排気口にダクトを接続する構造の密閉式ガスふろがま</p> <p>3 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「石油温水機器」に含まれないものとする。</p> <p>① ポット式バーナー付きふろがま</p> <p>② 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>③ 薪材を燃焼させる構造を有するもの</p> <p>④ ゲージ圧力0.1MPaを超える温水ボイラー</p> <p>4 次のいずれかに該当するものは、本項の対象とする「ガス調理機器」に含まれないものとする。</p> <p>① 業務の用に供するために製造されたもの</p> <p>② ガス（都市ガスのうち13Aのガスグループに属するもの及び液化石油ガスを除く。）を燃料とするもの</p> <p>③ ガスグリル</p> <p>④ ガスクッキングテーブル</p> <p>⑤ ガス炊飯器</p> <p>⑥ カセットこんろ</p>		

1 1 照明

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
141	LED照明器具	台
142	LEDを光源とした内照式表示灯	台
143	電球形LEDランプ	個
<p>【備考】</p> <p>1 本項の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金と同一形状の口金を有するLEDランプを装着できる照明器具のうち、口金を経てLEDランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126の5に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は、LED照明器具には含まれないものとする。</p> <p>2 「LEDを光源とした内照式表示灯」とは、内蔵するLED光源によって文字等を照らす表示板、案内板等とし、放熱等光源の保護に対応しているものとする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれないものとする。</p> <p>3 「電球形LEDランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプとであって、一般照明として使用する白色LED使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明（直流電源回路）等は除く。</p>		

1 2 自動車等

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
144	普通自動車、小型自動車	台
145	軽自動車	台
146	小型バス	台
147	小型貨物車	台
148	バス等	台
149	トラック等	台
150	トラクタ	台
151	乗用車用タイヤ	本
<p>【備考】</p> <p>1 本項の対象とする「自動車」は、道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。</p> <p>2 「普通自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、小型自動車の基準のうちいずれかが超えている乗用車をいう。</p> <p>3 「小型自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のうち、総排気量2ℓ以下、長さ4.7ℓ以下、幅1.7ℓ以下、高さ2ℓ以下の乗用車をいう。</p> <p>4 「軽自動車」とは、乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車のう</p>		

- ち、総排気量0.66ℓ以下、長さ3.4ℓ以下、幅1.48ℓ以下、高さ2ℓ以下の自動車をいう。
- 5 「小型バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車をいう。
- 6 「小型貨物車」とは、車両総重量3.5t以下の貨物自動車をいう。
- 7 「バス等」とは、乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車をいう。
- 8 「トラック等」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 9 「トラクタ」とは、車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 10 本項の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。

1 3 消火器

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
152	消火器	本
【備考】 1 本項の対象とする「消火器」は、粉末（ABC）消火器（「消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年9月17日自治省令第27号）」による粉末消火器であって、A火災、B火災及び電気火災の全てに適用するものをいい、エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空用消火器は含まない。）とし、点検の際の消火薬剤の詰め替えも含むものとする。		

1 4 制服・作業服等

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
153	制服	着
154	作業服	着
155	帽子	個
156	靴	足
【備考】 1 「制服」「作業服」「帽子」及び「靴」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。		

1 5 インテリア・寝装寝具

物品番号	特 定 調 達 品 目	単 位
157	カーテン	枚
158	布製ブラインド	枚
159	金属製ブラインド	枚
160	タフテッドカーペット	枚
161	タイルカーペット	枚
162	織じゅうたん	枚
163	ニードルパンチカーペット	枚

164	毛布	枚
165	ふとん	枚
166	ベッドフレーム	台
167	マットレス	枚
<p>【備考】</p> <p>1 「カーテン」「布製ブラインド」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。</p> <p>2 「毛布」は、ポリエステル繊維を使用した製品が対象となる。</p> <p>3 「ふとん」は、ポリエステル繊維を使用した製品又は再使用した詰物を使用した製品が対象となる。</p> <p>4 医療用、介護用及び高度医療に用いる等特殊な用途のものについては、本項の対象とする「ベッドフレーム」に含まれないものとする。また、金属製のものは対象外となる。</p> <p>5 高度医療に用いるもの（手術台、ICUベッド等）については、本項の対象とする「マットレス」に含まれないものとする。</p>		

16 作業手袋

物品番号	特定調達品目	単位
168	作業手袋	双
<p>【備考】</p> <p>「作業手袋」については、主要材料が繊維の製品が対象となる。革製、ゴム製の手袋は本項目の対象外とする。</p>		

17 その他繊維製品

物品番号	特定調達品目	単位
169	集会用テント	台
170	ブルーシート	枚
171	防球ネット	枚
172	旗	枚
173	のぼり	枚
174	幕	枚
175	モップ	本
<p>【備考】</p> <p>1 「集会用テント」は、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象となる。</p> <p>2 「ブルーシート」は、ポリエチレンを使用した製品が対象となる。</p> <p>3 「防球ネット」は、ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象となる。</p> <p>4 「旗」「のぼり」「幕」については、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した</p>		

製品が対象となる。

5 本項の対象とする「幕」とは、横断幕又は懸垂幕をいう。

18 設備

物品番号	特定調達品目	単位
176	太陽光発電システム（公共・産業用）	工事件数
177	太陽熱利用システム（公共・産業用）	工事件数
178	燃料電池	工事件数
179	エネルギー管理システム	工事件数
180	生ごみ処理機	工事件数
181	節水器具	工事件数
182	給水栓	本
183	日射調整フィルム	m ²
184	低放射フィルム	m ²
185	テレワーク用ライセンス	ライセンス数
186	Web会議システム	システム数

【備考】

- 1 本項の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 本項の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 3 「節水器具」については、電気を使用しない、節水コマ、定流量弁、泡沫キャップ、流量調整弁が対象となる。
- 4 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 5 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに添付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 5 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方をいい、勤務場所により、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイル型テレワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス等での勤務）に大別される。
- 6 「Web会議システム」とは、インターネットを介して音声や映像、メッセージなどのコミュニケーション機能及び資料やデスクトップを共有するための機能を統合した、ブラウザで利用できる会議等を行うためのシステムをいう。

19 災害備蓄用品

物品番号	特定調達品目	単位
187	災害備蓄用飲料水	本

188	アルファ化米	個
189	保存パン	個
190	乾パン	個
191	レトルト食品等	個
192	栄養調整食品	個
193	フリーズドライ食品	個
194	非常用携帯燃料	個
195	携帯発電機	個
196	非常用携帯電源	個
<p>【備考】</p> <p>1 本項の対象とする「ペットボトル飲料水」は、災害用に長期保管する目的で調達するものとする。</p> <p>2 本項の対象とする「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「レトルト食品等」「栄養調整食品」及び「フリーズドライ食品」は、災害備蓄用品として調達するものに限る。</p> <p>3 「レトルト食品等」とは、機密性を有する容器に調製した食品を充填し、熱溶解により密封され、常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。</p> <p>4 「栄養調整食品」とは、通常の食品形態であって、ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。</p> <p>5 本項の対象とする「携帯発電機」は、発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機とする。</p> <p>6 本項の対象とする「非常用携帯電源」は、空気電池により発電し、携帯電話等の機器への充電・給電を目的とした非常用の電源をいう。</p> <p>7 個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は、災害備蓄用品の対象から除外することとする。</p>		

20 ごみ袋等

物品番号	特定調達品目	単位
197	プラスチック製ごみ袋	枚
<p>【備考】</p> <p>本項の対象とする「プラスチック製ごみ袋」とは、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処分に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満たすべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等を除く。</p>		

21 役務

物品番号	特定調達品目	単位
198	省エネルギー診断	件数
199	印刷	件数
200	食堂	食堂設置数
201	自動車専用タイヤ更正	件数

202	自動車整備	整備件数
203	植栽管理	件数
204	加煙試験	件数
205	清掃	件数
206	タイルカーペット洗淨	件数
207	機密文書処理	件数
208	害虫防除	件数
209	輸配送	件数
210	旅客輸送	件数
211	庁舎等において営業を行う小売業務	件数
212	クリーニング	件数
213	飲料自動販売機設置	設置件数
214	引越輸送	件数
215	会議運営	件数
216	印刷機能等提供業務	件数

【備考】

- 1 「省エネルギー診断」とは、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況、エネルギー使用量その他必要な項目の調査・分析の委託をいう。
- 2 本項の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし、文具類等他の品目として調達する場合を除く。
- 3 「食堂」については、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業する食堂が対象となる。
- 4 「自動車専用タイヤの更生」において対象とするタイヤは、「小型トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。
- 5 「自動車整備」における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 6 本項の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 7 「加煙試験」とは、消防設備点検業務等において実施されるもので、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙検知器の作動試験を行うことをいう。
- 8 本項の対象とする「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。
- 9 本項の対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。
- 10 本項の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。
 - ア 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。
 - イ 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。

ウ 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量1kg以下の一冊の貨物をいう。

11 本項の対象とする「旅客輸送」とは、一般貸切旅客自動車（バス）、一般乗用旅客自動車（タクシー）の利用の契約をいう。

12 「小売業務」は、庁舎又は敷地内において委託契約等により営業を行う小売業務が対象となる。

13 本項の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）に定めるクリーニング業をいう。

14 本項の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
- ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
- ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
- ④ 電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの

なお、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合は、含まないものとする。

15 本項の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに付随する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。

16 本項の対象とする「会議運営」とは、委託契約等により会議の運営を含む業務をいう。会議の運営単体だけでなく、他の役務において会議体の設置、運営を含む場合にも適用する。

17 本項の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器（本計画「4 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキヤナ並びに「6 オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。）による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。

ア 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務

イ 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務

ウ 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務

2.2 公共工事

大分類	特定調達品目分類	物品番号	特定調達品目名	単位	宮城県グリーン製品の有無
資材	盛土材等	217	建設汚泥から発生した処理土	m ³	○
		218	土工用水砕スラグ	m ³	—
		219	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	—
		220	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	—
	地盤改良材	221	地盤改良用製鋼スラグ	m ³	—
	コンクリート用スラグ骨材	222	高炉スラグ骨材	m ³	—
		223	フェロニッケルスラグ骨材	m ³	—
		224	銅スラグ骨材	m ³	—

	225	電気炉酸化スラグ骨材	m ³	—
アスファルト混合物	226	再生加熱アスファルト混合物	m ³	○
	227	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	m ³	—
	228	中温化アスファルト混合物	m ³	○
路盤材	229	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	○
	230	再生骨材等	m ³	○
小径丸太材	231	間伐材	工事件数	—
混合セメント	232	高炉セメント	工事件数	—
	233	フライアッシュセメント	工事件数	—
セメント	234	エコセメント	工事件数	—
コンクリート及び コンクリート製品	235	透水性コンクリート	工事件数	—
鉄鋼スラグ水和固 化体	236	鉄鋼スラグブロック	工事件数	—
吹付けコンクリ ート	237	フライアッシュを用いた吹付けコンクリ ート	工事件数	—
塗料	238	下塗用塗料（重防食）	m ³	—
	239	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗 料	m ³	—
	240	高日射反射率塗料	m ³	—
防水	241	高日射反射率防水	工事件数	—
舗装材	242	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	工事件数	—
	243	再生材料を用いた舗装用ブロック（プレ キャスト無筋コンクリート製品）	工事件数	—
園芸資材	244	バークたい肥	m ²	○
	245	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚 泥コンポスト）	m ²	○
道路照明	246	LED道路照明	設置基数	—
中央分離帯ブロ ック	247	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	工事件数	—
タイル	248	セラミックタイル	工事件数	—
建具	249	断熱サッシ・ドア	工事件数	—
製材等	250	製材	工事件数	—
	251	集成材	工事件数	○
	252	合板	工事件数	○
	253	単板積層材	工事件数	○
	254	直交集成板	工事件数	—
フローリング	255	フローリング	工事件数	○
再生木質ボード	256	パーティクルボード	工事件数	○
	257	繊維板	工事件数	—
	258	木質系セメント板	工事件数	○
木材・プラスチック	259	木材・プラスチック再生複合材製品	工事件数	—

	複合材製品				
	ビニル系床材	260	ビニル系床材	工事件数	—
	断熱材	261	断熱材	工事件数	—
	照明機器	262	照明制御システム	工事件数	—
	変圧器	263	変圧器	工事件数	—
	空調用機器	264	吸収冷温水機	工事件数	—
		265	氷蓄熱式空調機器	工事件数	—
		266	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	工事件数	—
		267	送風機	工事件数	—
		268	ポンプ	工事件数	—
	配管材	269	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	工事件数	—
	衛生器具	270	自動水栓	工事件数	—
		271	自動洗浄装置及びその組み込み小便器		—
		272	大便器		—
	コンクリート用型 枠	273	再生材料を使用した型枠	工事件数	—
		274	合板型枠	工事件数	○
建設機 械	—	275	排出ガス対策型建設機械	工事件数	—
	—	276	低騒音型建設機械	工事件数	—
工法	建設発生土有効利 用工法	277	低品質土有効利用工法	工事件数	—
	建設汚泥再生処理 工法	278	建設汚泥再生処理工法	工事件数	—
	コンクリート塊再 生処理工法	279	コンクリート塊再生処理工法	工事件数	—
	舗装（表層）	280	路上表層再生工法	工事件数	—
	舗装（路盤）	281	路上再生路盤工法	工事件数	—
	法面緑化工法	282	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑 化工法	工事件数	—
	山留め工法	283	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	工事件数	—
目的物	舗装	284	排水性舗装	工事件数	—
		285	透水性舗装	工事件数	—
	屋上緑化	286	屋上緑化	工事件数	—

【備考】

- 1 本項の対象とする「高日射反射率塗料」は、日射反射率の高い含量を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 本項の対象とする「高日射反射率防水」は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い含量を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 3 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

- 5 本項の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 6 本項の対象とする「フローリング」は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 7 本項の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 8 JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。
- 9 本項の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。
 - ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
 - ② H種絶縁材料を使用するもの
 - ③ スコット結線変圧器
 - ④ 3以上の巻線を有するもの
 - ⑤ 柱上変圧器
 - ⑥ 単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの
 - ⑦ 三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの
 - ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
 - ⑨ 定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの
 - ⑩ 風冷式又は水冷式のもの
- 10 本項の対象とする「吸収冷温水器」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 11 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 12 本項の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 13 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は「再生材料を使用した型枠」の対象外とする。
- 14 本項の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

別紙2 特定調達品目の判断の基準と選択・確認方法

1 判断の基準

「判断の基準」とは、グリーン購入促進条例第10条第2項に規定する特定調達物品等（特定調達品目ごとにその判断の基準を満たす物品等）であるための基準です。

本計画では、グリーン購入法に基づく国基本方針に規定された「判断の基準」を満たすものが特定調達物品等に該当するものとして取り扱います。（当該基準を満たすものは「グリーン購入法適合商品」等と呼ばれます。）

なお、特定調達品目に宮城県グリーン製品として認定されている物品があり、当該製品を調達する場合は、上記の判断の基準を全て満たしているものとみなします。

※ 平成31年2月に閣議決定された国基本方針において、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルが設定されることとなりました。

より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」が設定されています。（「基準値2」を満たすものは、特定調達物品等に該当します。）

2 配慮事項

「配慮事項」は、特定調達物品等であるための要件ではないものの、調達に当たって、さらに配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項となっています。

本計画で定められた特定調達品目については、上記1と同様に国基本方針に規定された「配慮事項」を準用します。

【参考】「判断の基準」に関する参考資料

本計画における特定調達物品等の「判断の基準」は国基本方針の規定に準じています。国基本方針及びその参考として、以下の資料が公表されています。

- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5（2023）年2月閣議決定）
特定調達物品等に係る「判断の基準」等が規定されています。
- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和5（2023）年2月）
国基本方針における「判断の基準」について解説した参考資料です。
- ・「グリーン購入法〈文具類〉の手引」（一般社団法人 全日本文具協会）
国基本方針における文具類の判断の基準について解説した資料です。
ファイル・バインダーの対象範囲については、イラストを用いて解説されています。

※これらの資料は、環境省「グリーン購入法.net」に掲載されています。

URL : <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

【参考】宮城県グリーン製品について

グリーン購入促進条例では、「グリーン製品認定基準」を定め、宮城県の環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及拡大を図ることとしています。

3 選択・確認方法

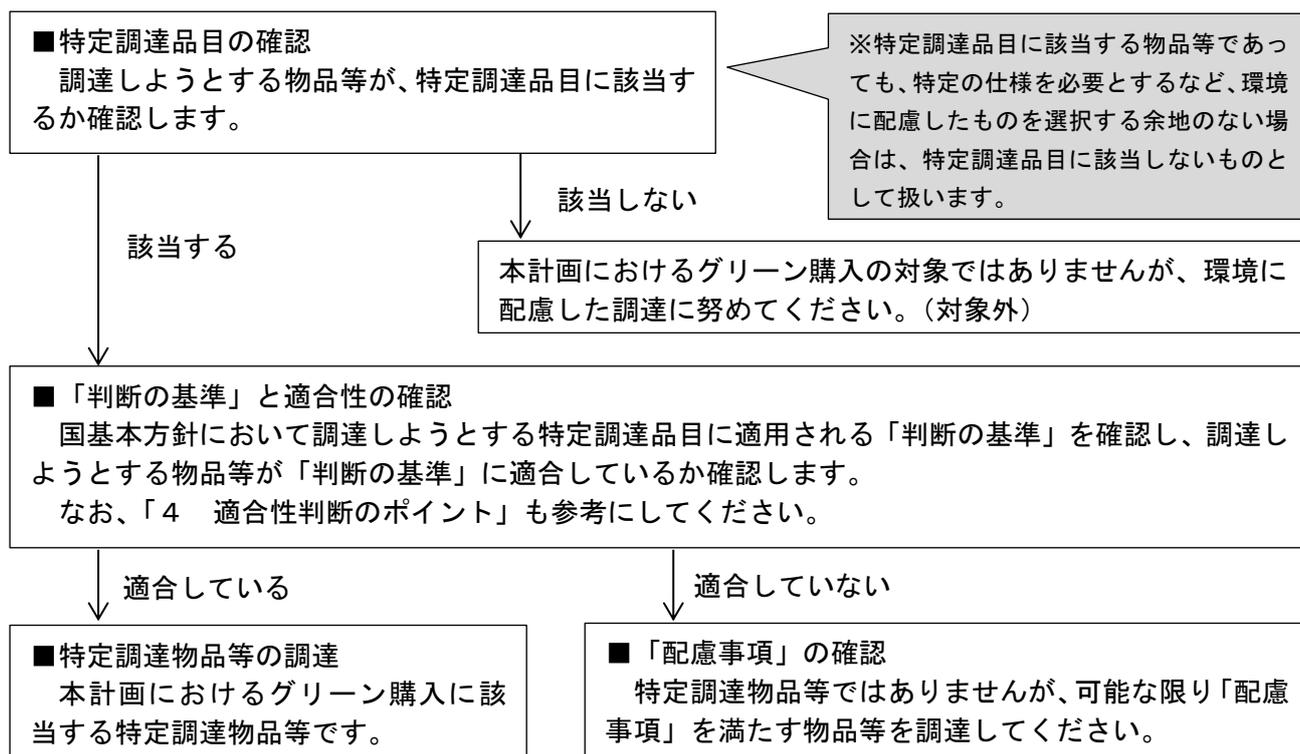
(1) 調達必要性の再確認

環境物品等の調達に当たっては、調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう、調達総量をできるだけ抑制するように配慮することが重要です。

既存品の修理やリフォーム、レンタルなどで対応できないか、調達する場合でも必要な分だけ調達する、消耗品の補充や詰替えが可能なものは補充品や詰替品を調達するなど、調達の必要性について再度確認してください。

(2) 役務及び公共工事以外の物品等を調達する場合

以下の手順により特定調達物品等を選択します。



(3) 役務を調達する場合

実施しようとする事業の内容や特性、コスト等に留意しつつ、原則として「判断の基準」に適合する役務を調達するよう努めます。ただし、県内事業者では本計画の判断基準を満たす役務を提供することができない等の理由により、入札執行者や所属長が適当でないと判断した場合はこの限りではありません。

(4) 公共工事の場合

別紙1の特定調達品目に掲載のある資材等を調達する場合は、工事目的物の要求品質、調達資材等の流通状況、工事現場の地理的条件及びコスト等を勘案した上で、原則として「判断の基準」に適合する資材等を調達するよう努めます。

また、調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は、価格、品質及び流通量等を総合的に判断し、利用が可能な場合は優先して調達してください。

ただし、必要とされる機能や性能等を有する資材等で、本計画の判断基準を満たすものが市場にない場合や、県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品等の調達が困難な場合はこの限りではありません。

4 適合性判断のポイント

以下の特定調達品目の調達に当たっては、既存の環境ラベル等により「判断の基準」への適合性を確認することができます。

品目分類	特定調達品目	判断のポイント	環境ラベル・表示例
全体共通		1 本県の「事務用品の単価契約一覧<集中調達用>」に掲載されている物品等のうち、「特定調達品目」欄に○が付されている物品等は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 製品カタログ等において、グリーン購入法に適合している商品であると表示されている物品等は、「判断の基準」に適合しているものと取り扱って差し支えありません。	 ※統一ラベル等はありません。
		3 宮城県グリーン製品に認定されている物品は、「判断の基準」を満たしているものとみなします。	
1 紙類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	コピー用紙	総合評価値 80 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は外箱に記載されています。	
	印刷用紙	総合評価値 70 以上のものは、「判断の基準」に適合しています。 総合評価値は各社のウェブサイト等に公表されています。	
2 文具類	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
3 オフィス家具等	共通	1 エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		2 JOIFA グリーンマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
4 画像機器等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
5 電子計算機等	共通	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
	磁気ディスク装置	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。	

6 オフィス 機器等	シュレッター、デジタル印刷機、掛時計	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
	掛時計	次のいずれかに該当するものは、「判断の基準」に適合しています。 ①太陽電池式（蓄電機能付きで一次電池不要）のもの ②太陽電池及び一次電池使用で一次電池が5年以上使用可能であるもの ③一次電池が5年以上使用可能であるもの		
	一次電（単1～単4形）	JIS マーク製品のアルカリ電池以上の性能を持つ製品（マンガン電池でないもの）は、「判断の基準」に適合しています。		
	小型充電式電池（単1～単4形）	充電式のニッケル水素電池等の小形充電式電池（二次電池）は、「判断の基準」に適合します。		
8 家電製品	テレビジョン受信機、電気便座	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
9 エアコン ディショナー等	ストーブ	省エネラベルが緑色の製品は、「判断の基準」に適合しています。		
11 照明	電球形 LED ランプ	電球形 LED ランプについて、エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
12 自動車等	<p>下記の基準 1 又は 2 に該当する自動車（ガソリン、ディーゼル及び LP ガスを使用する自動車については、基準 1 又は 2 への該当に加え、手引き 69 ページにおける燃費、排ガスのステッカーが付いている自動車）は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※「普通自動車、小型自動車」については、令和 3 年度から電動車等への切り替えを推奨としつつ、最低でも次世代自動車であることが要件となりました。</p> <p>※電動車等とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいいます。</p> <p>※次世代自動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいいます。</p>			<p><ステッカーの例></p>   
	区分	基準値 1 (可能な限り調達を 推進する基準)	基準値 2 (調達を行う最低限の 基準)	

	普通自動車、小型自動車	<p>電動車等</p> <p>※ハイブリッド自動車は 2030 年度燃費基準値 60%達成レベル以上であること、かつ、令和 2 (2020) 年度 燃費基準値以上であること。</p>	なし	 
	軽自動車	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費 (2020 年度燃費基準達成)	
	小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガスかつ低燃費 (2015 年度燃費基準達成)	
	小型貨物車	電動車等	<p>次世代自動車又は下記の一定の燃費性能を満たす車両</p> <p>【軽貨物車及び中量貨物車】2015 年度燃費基準 5%超過達成</p> <p>【軽量貨物車】2015 年度燃費基準 15%超過達成</p>	
	バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2015 年度燃費基準 5% 超過達成)	
	トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2015 年度燃費基準 5% 超過達成)	
	トラクタ	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 (2015 年度燃費基準 5% 超過達成)	
	乗用車用タイヤ	<p>「低燃費タイヤ統一マーク」のついた製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>(等級が AAA、AA、A の製品は全て適合)</p>		
13 消火器	消火器	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。		
14 制服・作業服等	共通	エコ・ユニフォームマーク貼付品は、「判断の基準」に適合しています。		

		<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。手引き 88 ページに掲載されている表「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表」を参照してください。</p>	
	帽子	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。	
	制服・作業服、靴	PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。	
15 インテリア・寝装寝具	共通	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。手引き 86 ページに掲載されている表「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表」を参照してください。</p>	
		<p>PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。手引き 81～82 ページを参照してください。</p>	
	ベッドフレーム	フレーム環境マーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
	マットレス	衛生マットレスマーク製品は、「判断の基準」に適合しています。	
16 作業手袋	作業手袋	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。手引き 88 ページに掲載されている表「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表」を参照してください。</p>	
17 その他繊維製品	共通	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※条件あり。手引き 88 ページに掲載されている表「繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表」を参照してください。</p>	
		<p>PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※モップについては条件あり。手引き 86～87 ページを参照してください。</p>	
18 設備	太陽熱利用システム、生ゴミ処理機、節水器具、給水栓	<p>エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。</p> <p>※太陽熱利用システムについて条件あり。手引き 93～94 ページを参照してください。</p>	
	日射調整フィルム	日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品は、「判断の基準」に適合しています。	

	テレワーク用 ライセンス	インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントは、「判断の基準」に適合しています。	
	Web 会議システム	インターネットを介し、遠隔地間等においてが会議が行えるシステムは、「判断の基準」に適合しています。	
20 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	
		バイオマスプラマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	
		バイオマスマーク 25%以上配合品で、かつ下記の要件を満たしている製品は、「判断の基準」に適合しています。 ・プラスチックの添加剤としての充填剤の不使用	
21 役務	輸配送、旅客輸送、引越輸送	グリーン経営認証取得事業者（交通エコロジー・モビリティ財団）は、輸送に係る判断の基準を満たしています。	
	清掃、機密文書処理	エコマーク認定品は、「判断の基準」に適合しています。	

【参考】グリーン購入ネットワーク「エコ商品ねっと」について

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、グリーン購入の取組を促進するために、平成8年2月に設立された企業・行政・民間団体などによる緩やかなネットワーク組織であり、グリーン購入の普及啓発活動等を行っている団体です。

この GPN が運営する「エコ商品ねっと」は、環境に配慮した製品やサービスを「グリーン購入法適合」、「エコマーク認定」など、さまざまな視点から多角的に比較することができる検索サイトです。紙や文具、OA 機器等、グリーン購入の主要分野に関する製品やサービスに関する環境情報が掲載されていますので、グリーン購入推進の参考として活用願います。

○グリーン購入法適合品検索サイト「エコ商品ねっと」

URL : <https://www.gpn.jp/econet/>

別紙3 調達目標及び前年度の調達実績

特定調達品目の分類	調達目標	令和3年度 調達実績	目 標 達成状況
1 紙類	90%	96%	○
うちコピー用紙	99%	98%	×
2 文具類	90%	99%	○
3 オフィス家具等	90%	0%	×
4 画像機器等	90%	100%	○
5 電子計算機等	90%	100%	○
6 オフィス機器等	90%	0%	×
7 携帯電話	90%	0%	×
8 家電製品	90%	0%	×
9 エアコンディショナー等	90%	0%	×
10 温水器等	90%	0%	×
11 照明	90%	67%	×
12 自動車等	90%	0%	×
13 消火器	90%	0%	×
14 制服・作業服等	90%	0%	×
15 インテリア・寝装寝具	90%	0%	×
16 作業手袋	90%	0%	×
17 その他繊維製品	90%	0%	×
18 設備	90%	0%	×
19 災害備蓄用品	90%	0%	×
20 役務	原則とする	—	—
21 公共工事	原則とする	—	—

【備考】

- 1 役務については、業務への影響を考慮する必要があることから、当面は各特定調達品目の判断の基準を努力目標とし、数値目標は設定しない。
- 2 公共工事における工法、目的物については、目標の設定が難しいことから、当面は目標を設定せず、今後、目標の立て方について検討するものとする。